

市民税非課税世帯

入院時の食事負担を減額

「減額認定証」の交付申請を

入院時の食事代のうち、1食につき260円が患者負担です。ただし、次のいずれかに該当する世帯の国民健康保険加入者はさらに減額されます。

90日以内の入院の場合は、1食210円に減額
市民税非課税世帯で、減額対象者として過去1年間の入院日数が通算90日を超えている場合は、1食160円に減額

70歳以上で、世帯員全員が市民税非課税で、世帯の所得が0円の場合は、1食100円に減額
該当者は国民健康保険グループ(市役所本庁舎1階 0798・35・312)

0(各支所で「減額認定証」の交付申請をしてください。減額認定証を保険証に添えて医療機関の窓口提示すると、減額を受けることができます。なお、前年に引き続き、交付申請をする人は、8月1日から15日までに手続きを。老人保健法医療における減額認定該当者は、医療助成グループ(0798・35・3154)へ問合せを

良好な教育環境保全に向けて

住宅開発抑制に関する指導要綱を10月から強化

市は、児童数増加による学校の教室不足を防ぐため、昨年4月に「教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱」を施行しました。

児童の受入れが困難な学区を「受入困難地区」、受入れが困難な可能性のある学区を「予測地区」として、学区名を公表し、受入困難地区の校区内において、計画戸数10戸以上のマンション等の住宅開発を抑制してきました。

しかし、推計を上回る児童・幼児数の増加や、小学校における35人学級の拡大などにより、教室不足の解消が困難になっているため、10月1日から同要綱を改正することにしました。主な改正の内容は次のとおり。

また、同要綱の改正にも、追加も行いました。

要綱の内容など詳しくは教育委員会計画課グループ(0798・35・38

市立墓地使用の皆さんへ 墓所内の清掃等にご協力ください

お盆・お彼岸が近づき、お墓参りの季節になります。墓所内では、使用者の皆さんの責任で清掃など適正な管理をお願いします。また、車を利用する際は、墓参者に注意し、徐行運転をお願いします(甲山墓園は車の円滑な通行のため、北園地は盆・彼岸の間を全面一方通行に、南園地は1

年を通じて出入口のみ、一方通行になっています)。なお、使用者が死亡したとき、遺骨を埋葬するとき、墓の工事をするときなどは、届けが必要です。手続き方法など詳しくは西宮市斎園サービス公社(0798・35・3306)か各墓地管理事務所へ問合せを。



水資源を大切に 漏水調査にご協力ください

水道局は、貴重な水資源を無駄にしないため、次の地域で漏水調査を実施します。調査は専門会社に委託し、道路や各家庭のメーター付近で、特殊な漏水調査装置等を使って行います。調査員は、水道局発行の身

調査地域など詳しくは水道局工事課(0798・32・2222)へ問合せを。【調査期間】平成18年7月下旬～19年1月下旬 【調査地域】六軒町、広田町、高座町の全域と、東川から西側で苦楽園三番町・苦楽園二番町・角石町・毘沙門町・甕岩町・甲陽園西山町・甲陽園本庄町より南側の地域

ご注意ください!! 「水質検査」「水のアンケート」等の悪質商法が急増しています

最近、水質検査に来たと偽って高額な料金を請求し、腕章と名札を付けています。調査により各家庭のメーター付近で漏水が見つかった場合、水道局の職員が修繕方法などの相談に応じます。

求したり、アンケートに協力するとプレゼントがあると言葉巧みに浄水器を売りつけたりする悪質商法が市内で急増しており、消費生活センターにたくさん苦情相談が寄せられています。悪質商法にだまされないために、「消費者に契約意思がない場合はきっぱり断る」、「安易にアンケートには応じない」、「玄関に出たままと断りにくくなるので、インターホンで断る」など日ごろから心がけましょう。

問合せは消費生活センター(0798・64・0999)へ。 【悪質商法の事例】 女性から電話で「簡単なアンケートに答えると簡単浄水器をプレゼントする」と言われ、応じると、後日業者が来て、高額な浄水器の勧誘を受けた。若い女性が水質検査だと言って訪問してきた。訪問者が女性だと気を許して玄関に入れたところ、突然

男性が現れ、強引に勝手口に戻り、水道管を調べはじめた。黄色い水が流れ出し、その原因はさびであると男性が説明し、ほかの箇所も検査すると言いつつ、不審に思い断つたところ、作業代として高額な金額を請求された。契約してないので断つたところ、大声で汚い言葉を浴びせはじめた。騒ぎに気づいた隣の住人が来ると、業者は「必ず請求に来る」と言いつつ

市営住宅入居世帯 収入申告書等の提出を忘れずに

市は、市営住宅に入居している全世帯(特別賃貸・県公社住宅を除く)を対象に、収入調査を行います。8月1日に申告書を送付しますので、平成17年中の収入など必要事項を記入し、8月31日までに返送してください。19年度の家賃認定に必要ですので、収入の有無にかかわらず必ず提出を。問合せは家賃等対策グループ(0798・35・3760)へ。

留守家庭児童育成センター

利用申請・受付は 西宮市社会福祉協議会へ

4月から、留守家庭児童育成センターの利用申請・受付(変更・利用辞退を含む)を、子育て支援グループから西宮市社会福祉協議会が行うことになりました。同センターは、小学1年生から3年生で、保護者が昼間仕事などにより不在で適切な育成を受けることができない児童を、放課後など一定時間あずかる施設です。現在41カ所開設しています。要育成料、申請書などは各育成センターにあります。開設時間など問合せは西宮市社会福祉協議会育成センター事業課(0798・36・7127)へ。なお、育成料については、子育て支援グループ(0798・35・3659)へ問合せを。

あたらしい介護保険 地域包括支援センター

新しい介護保険制度についてシリーズでお知らせします。問合せは介護保険グループ(0798・35・3314)へ。

になりました。その中核となるのが、市が主体となつて新たに設置した「地域包括支援センター」です。同センターは、保健師や社会福祉士、ケアマネジャーなどが中心となつて、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。ご相談ください。

明るい選挙の「三ない運動」



- 政治家は有権者に寄附を贈らない!
- 有権者は政治家に寄附を求めない!
- 政治家から有権者への寄附は受け取らない!

安心をお届けする、電気設備のホームドクター!

電気の使用安全を支え 「明るい社会」を守ります

財団法人 関西電気保安協会 ホームページ <http://www.ksdh.or.jp>

神戸支部/〒657-0057 神戸市灘区神ノ木通2-4-8 TEL(078)-882-3471 FAX(078)-882-3599

電気設備の安全について、なんなりとご相談ください。

西宮市ホームページ / <http://www.nishi.or.jp/>